



平成24年4月17日

岡山市長 高谷 茂男 様

岡山市入札外部審議委員会

委員長

菊池 捷



長期契約の契約保証に関する意見書

本委員会は、平成16年2月に設置（平成23年4月から岡山市入札外部審議委員会に名称変更）されて以来、岡山市が締結した契約の中から抽出したものに係る入札契約手続について、担当職員から説明を聴取した上で、慎重に審議を重ねてきた。従来から、これらの審議の中で、隨時、入札契約手続の改善について、各委員が意見を述べてきたところである。

昨今、ライフサイクルコストを考慮した長期にわたる契約（以下「長期契約」という。）が増えているが、その契約保証について、入札参加者及び入札価格への影響に関する観点、履行の確保の観点から岡山市入札外部審議委員会設置条例（以下「条例」という。）第2条第4号の規定により意見を具申する。岡山市においては、委員会の意見を十分に参考にして、今後の入札契約制度の改善に当たるよう要請する。

記

第1 意見の概要

- 1 契約保証金は地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の7第1項において「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければな

らない。」と定められているが、今回岡山市から提案された岡山市契約規則（以下「規則」という。）の改正3案は、いずれもあらかじめ規則で定めるという施行令の趣旨には反していない。

- 2 長期契約の契約保証は非常に多額になる。これは入札価格に反映され、結局のところ岡山市（市民の税金）が負担することになるため、あまりにも高額な保証はふさわしくない。一方、税金で行う事業だからこそ確実な保証が必要であり、それが入札価格に反映することとは別問題であるという考え方もある。
- 3 また、岡山市は違約金と契約保証金をそれぞれ別に定めているが、どちらも目的は、万一債務不履行になった場合の岡山市の費用負担等のためであり、統一すべきであるという考え方もある。
- 4 どの程度の保証を求めるべきかは、最終的には岡山市の政策判断により決定されるべき事柄であり、限られた情報で本委員会が決することは難しい。今回の改正3案は、一部補足すれば、どの案も法令の趣旨に反するものではないため、保証を求める趣旨やコストとのバランス等を考慮し、適切に規則を改正し、運用することが求められる。

第2 意見を述べる経緯及び理由

1 岡山市の長期契約の現状

平成18年12月岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例が制定され、物品のリースや経常的かつ継続的に役務の提供を受ける業務については、複数年度にわたる長期契約が可能となった。また、システム開発やプラント施設の建設等において、その後の運用、保守管理、修繕等ランニングコストを抑える目的で、これらを一括して発注する契約案件が増えている。

今般、岡山市は、総事業費約91億円、施設建設期間2年9か月、運用期間20年の西部リサイクルプラザ整備運営事業を発注するに当たり、入札条件として提示する契約保証について、規則と社会通念とのギャップに苦慮した。これは、保証対

象額面が高額であったばかりではなく、保証期間が長いことにも大きな要因があつた。

2 契約保証の性質と種類

契約保証は、契約の履行を確保するとともに、万一、債務不履行なった場合の損害賠償を容易にすることを目的としている。その種類は、現金で納付するほか、銀行又は岡山市長が確実と認める金融機関の保証、契約の相手方が保険会社との間に岡山市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等がある。

3 長期契約における契約保証の問題点と役割

現行の規則では、契約保証を契約期間や契約金額にかかわらず、一律に契約金額の100分の10以上納めなければならないとされており、長期契約においては、通常の契約では考えられないような高額で長期の保証を求めることとなる。これは、結果として入札者の契約保証の保証料が入札価格に影響したり、契約保証金の準備がかなわず入札参加者がいない等、入札が不調になる場合も想定される。

一方、昨今の経済状況を鑑み、長期契約の履行の確保には、相応の対策を講じなければならない。賠償額の予定である契約保証金の役割は大きく、入札価格への影響と契約の相手方が債務不履行に陥った場合の岡山市の損害は別問題と捉えるべきであるという見解もある。

4 意見を具申する理由

長期契約の契約保証について、現行の規則を遵守することは、岡山市民の税金で行われている事業の契約金額を高騰させることに繋がりかねない。

しかし、通常よりリスクが高い長期契約の債務不履行も岡山市民の損害となり、契約保証の役割を考慮すると、安易な減免は行うべきではない。

以上のことから、関係法令を遵守し、現実的で実効可能な契約保証を求め、かつ、履行確保の対策を講じるべく規則の改正について、条例第2条第4号の規定により意見を具申するものである。

第3 意見の詳細

1 岡山市が本委員会へ提案した規則の改正は3案あり、内容は以下のとおりである。

【案1】

(概要) 長期契約における契約保証金の取り扱いについて、長期になると実務上保証会社が保証を行わないことを考慮し、保証の更新ができるよう改正する。ただし、契約保証期間を更新する場合には、その時点までの業務は既に終了しているため、残りの金額の10／100以上とする。

(改正案) 前項による場合で、5年を超える長期にわたる契約であるときは、契約保証の期間を更新することができるものとする。契約保証期間を更新した場合における契約保証金の額は、契約金額から既済部分を引いて得た額の100分の10以上とする。

【案2】

(概要) 次の3つの条件に適用できるよう改正する。

- ① 今般の西部リサイクルプラザ整備運営事業のように、別途資金補填がなされているものに考慮し、類似案件に適用できること。
- ② 長期契約における契約保証金の取り扱いについて、長期になると実務上保証会社が保証を行わないことを考慮し、保証の更新ができること。
- ③ 履行を確保するために市長が必要と認める措置が講じられている場合は、契約金額を契約年数で除した額を保証対象額面とすること。

(改正案) 第1項の規定にかかわらず、特定事業等に係る契約を締結する場合において資金補填等当該契約の履行を確保するために市長が必要と認める措置が講じられている場合の契約保証金の額は、契約金額を1年当たりの額に換算した額の10／100以上とする。(略)

前項による場合で、5年を超える長期にわたる契約であるときは、契約保証の期間を更新することができるものとする。

【案3】

(概要) 長期契約における契約保証金の取り扱いについて、長期になると実務上保証会

社が保証を行わないことを考慮し、保証の更新ができるよう改正する。

(改正案) 前項による場合で、5年を超える長期にわたる契約であるときは、契約保証の期間を更新することができるものとする。

- 2 以上3案は、いずれも規則に「率又は額」を明記しており、この点については施行令の趣旨を満たしている。また、契約保証期間を更新できるかどうかについて、施行令には特に定めはない。契約保証は本来全期間についてなされるべきものであるが、施行令は納付の時期については規定しておらず、履行の確保という目的を達成できるなら適切な時期に納付させることも可能と思われる。
- 3 このため、まず契約保証の規則において、更新できることを明らかにし、そのうえで具体的な納付時期を示すよう改正することが望ましい。
- 4 ところで、規則には別途ペナルティとして違約金について定めているが、債務不履行の要因の多くは、経営状態の悪化であることを踏まえ、あらかじめ徵取している契約保証で対処できるよう違約金についても一考すること。
- 5 ただし、長期契約を解除した場合の岡山市の損害は大きく、履行の確保を十分に講じるべきであり、ペナルティとしての違約金はやむを得ないと考える側面もある。

第4 まとめ

岡山市が示した3つの規則改正案は、契約保証の保証期間について一部補足すれば、どの案も法令の趣旨に反するものではない。したがって、本委員会としては、長期契約の契約保証が契約金額にもたらす影響と長期契約の履行の確保と、どちらに比重を置くのか、岡山市が政策的に判断せざるを得ないと考える。

規則は、岡山市が定めるものであるが、本委員会が公正性の確保と客觀性及び透明性の向上を図るために設置された趣旨を踏まえ、契約保証及び違約金を求める趣旨とコストとのバランス等を考慮し、適切な規則の改正を行うことを要請するものである。